

素形材産業取引ガイドライン 2021 年改正骨子案

第 2 章 取引事例に係る主な意見と関連法規等に関する留意点及び目指すべき取引方法

振興基準改正によって盛り込まれた親事業者に対する協議を申し出やすい環境の整備について、「下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるべき」旨を横断的に盛り込む。

1 1. 検収遅延（その他支払条件について）

○項目名を「1 1. 代金の支払方法」に修正。

(2) 関連法規等に関する留意点

○③長期の手形交付の、「平成 28 年 12 月に発出された「下請代金の支払手段について」（平成 28 年 12 月 14 日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長）では、手形サイトは 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするようにと定められている」について、通達名の変更及び「手形サイトは 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には」を削除。

(3) 目指すべき取引方法

○納品から現金化までの期間の短縮化を図るとともに、サプライチェーン全体でのコスト低減のため、手形の利用から現金払等へ移行することが望ましい旨記載。

○項を追加し、手形の割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう十分な協議を行うこと、コストを具体的に検討できるよう現金払と手形払のそれぞれの額及び割引料等のコストを示すことを追記。

13. 図面・ノウハウの流出

(3) 目指すべき取引方法

○振興基準第8 7)(1)から(3)、通達「知的財産取引の適正化について」に基づいて取引を行うことを追記。

なお、振興基準改正で盛り込まれた「フリーランスとの取引」については、素形材産業においてフリーランスとの取引は基本的に想定されないが、改正事項に盛り込むかは要検討。